



ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

給付金の申請はお済みですか？ひとり親世帯臨時特別給付金

【支給対象者】

1. 基本給付対象者（支給額：1世帯5万円、第2子以降ひとりにつき3万円）

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等（養育者含む）への給付

- (1) 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方（申請不要）
- (2) 公的年金給付等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止となっている方（要申請）
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（要申請）

2. 追加給付対象者（1世帯5万円）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付
上記(1)(2)のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方（要申請）

<基本給付対象者への再支給分（基本給付対象者(1)～(3)共通)>

○令和2年12月11日時点で、既に1回目基本給付の支給を受けている又は申請をしている方は申請不要です。

○未だ同日時点で申請を行っていない方は、当初の基本給付と併せて申請を行うことができます。

お早めに支給要件をご確認ください！申請は令和3年2月末までです。

母子父子寡婦福祉資金貸付について

ひとり親家庭の生活資金、修学資金等を支援します

母子家庭のお母さんや、父子家庭のお父さん、寡婦の方の生活安定とその家庭の子どもの福祉のため、無利子または低利子で各種資金を貸し付けます。
詳しくは、福岡県庁ホームページをご覧ください。

福岡県 ひとり親貸付

検索



●問合せ 福祉事務所 子育て支援係 ☎75-4950

就学援助（給食費・学用品費等）申請受付開始

うきは市教育委員会では、経済的理由により給食費や学用品費などの支払いにお困りの保護者に対して、援助金を支給する制度を設けています。

※援助申請は毎年度必要です。現在援助を受けている方も、お子さまの学年が変わるたびに申請が必要です。

◆対象者 小学生か中学生がいる世帯で、令和2年度または令和3年度中に次のいずれかにあてはまる世帯

- ①生活保護の停止、または廃止になった世帯で学費に困っている世帯
- ②世帯全員の市町村民税が非課税もしくは減免されている世帯
- ③国民年金の掛金が全額免除されている世帯
- ④児童扶養手当の全額支給を受けている世帯

⑤保護者の死亡・離別・失業などの特別な事情で生活状態が急激に悪化したと認められる場合

※援助額や申請方法などは、市ホームページで閲覧できます。お子さまが通っている学校で申請ください。

※令和3年4月にお子さまが小・中学校に入学予定の保護者に対しては、入学用品費を入学前に支給する制度があります。

●問合せ 学校教育課学事係 ☎75-4950

